

広報 つきがた

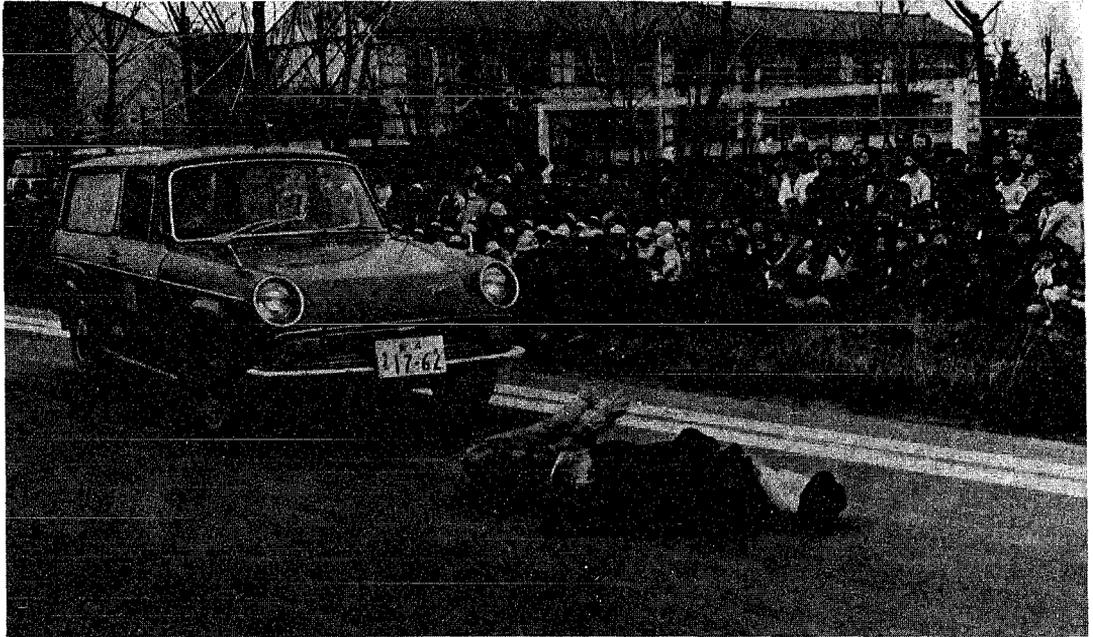
第 29 号

昭和 47 年 4 月

発行

月 瀧 村 役 場

人口動態	3月31日現在		3月中の異動	
	世帯数 784	人口総数 3,872	出生 4	転入 11
	(男 1,875)	(女 1,997)	転出 32	死亡 2



新年度の施政方針

- ◎第一 減税措置について
本年度は固定資産税の減税をします。
- ◎第二 総務関係について
消防団を再編成をして機械器具の購入団員の待遇改善、部落が設置した施設の管理等一切の経費は村が負担する。交通安全対策には万全を期する。
- ◎第三 土木関係について
土木事業は次の工事をします。
(1) 月瀧橋取付道路の第二期分の完成
(2) 大別当道路の改修
(3) 西置場内側溝及び舗装
(4) 月瀧地内の宅地残水処理施設
- ◎第四 衛生関係について
衛生関係については、
(1) 老人対策については月寿荘を有効に利用して老人特有の孤独感の解消教養の向上、健康管理等の実を挙げる様に努力します。
(2) 幼児対策については保育園の内容の充実と幼児を交通災害から護るために児童遊園の設置も考えています。
- ◎第五 衛生関係について
蚊とハエのいない環境衛生に努めます。河川の美化運動と集団検診も実施して病気の早期発見の実を挙げたいと考えています。
- ◎第六 農業関係について
(1) 今後の農業は何時でも転換出来る様な基盤整備が必要であると同時に長期展望に立つての指導陣の強化が望まれます。
(2) 米の生産調整については昨年同様県よりの指示を受けたが農民の意志を尊重して間違いない様な態度で進みます。
(3) 果樹及畑作又は畜産等については特に意をそそぎ便誼を図ります。
- ◎第七 商工業関係について
農家の所得が商工業の盛衰に影響があります。特に最近大資本の地方への進出と交通の発達により消費の購買力が都市へ移行いたしました。自治体としての援助には限度がありますが、融資枠の拡大と店舗改良資金の利子補助を致します。
- ◎第八 教育関係について
長い間PTAの皆様や保護者から要望がありました中學校の給食は東小學校の給食室を拡大して共同調理施設を造って四月から実施します。遠距離通学児童についてはそれ相当の補助を致します。
以上が本年度の事業の概略であります。職員に対しては儉約、実行、創意、工夫の三つの目標を示して凡ゆる業務に対処して公僕としての職責を完うする様に指示を与えて居りますので皆様の御援助をお願い致します。